

人事委員会年報

平成 26 年度

新潟市人事委員会

目 次

第1章 組織と運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の構成	1
3	人事委員会の権限	2
4	人事委員会事務局組織及び所掌事務	3
	(1)組織	
	(2)所掌事務	
5	予算	4
6	人事委員会の開催状況	4

第2章 事業概要

1	採用	9
	(1)採用試験	
	(2)採用選考	
2	昇任	15
	(1)昇任試験	
	(2)昇任選考	
3	職員の給与等に関する報告及び勧告	16
4	条例の制定・改廃に対する意見	22
5	任命権者からの申請・協議に基づく承認等	24
	(1)任用関係	
	(2)給与関係	
6	勤務条件に関する措置要求	25
7	不利益処分に関する不服申立て	25
8	苦情相談	25
9	職員団体の登録	26
10	管理職員等の範囲	26
11	労働基準監督機関としての職権の行使	30
	(1)本市の事業所又は事務所の号別区分状況	
	(2)職権行使の状況	
12	人事委員会規則等の制定・改廃	31

第1章 組織と運営

1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法第7条第1項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万人以上のもの及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとされています。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成19年1月11日、地方公務員法第7条第2項の規定に基づく新潟市人事委員会設置条例（平成18年新潟市条例第75号）により、人事委員会を設置しました。同年4月1日の政令指定都市移行に伴い、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく人事委員会となりました。

2 人事委員会の構成

人事委員会は、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する3人の委員をもって構成する合議制の執行機関です。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりです。

(平成26年4月1日現在)

職	氏名	就任日	任期	備考
委員長	丸山 正	19. 1. 11	23. 1. 11 ～ 27. 1. 10	弁護士
	兒玉 武雄	27. 1. 11	27. 1. 11 ～ 31. 1. 10	弁護士
委員 (委員長 職務代理者)	岡田 一久	25. 1. 11	25. 1. 11 ～ 29. 1. 10	元新潟市西区長，総務部長
委員	大掛 幸子	19. 1. 11	26. 1. 11 ～ 30. 1. 10	

3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法で人事行政全般にわたり規定されています。人事委員会の権限を、その性質により分類すれば、行政的権限、準立法権限及び準司法的権限の三つに分けることができます。

(1) 行政的権限

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行うこと。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃にあたり、議会と市長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。
- カ 職員の任用に関する競争試験及び選考を実施すること。
- キ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。
- ク 職員の苦情を処理すること。
- ケ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。

(2) 準立法権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

(3) 準司法権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- イ 職員の不利益処分についての不服申立てについて審査し、裁決又は決定をすること。

4 人事委員会事務局組織及び所掌事務

平成 26 年 4 月 1 日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

(1) 組織 職員数 10 人



(2) 所掌事務

- ア 人事委員会の会議に関する事。
- イ 人事委員会規則，規程等の制定及び改廃に関する事。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する事。
- エ 人事記録の管理に関する事。
- オ 人事に関する統計報告に関する事。
- カ 競争試験，選考その他の任用に関する事。
- キ 職階制に関する事。
- ク 給与，勤務時間その他の勤務条件，研修及び勤務成績の評定，厚生福利制度に関する調査研究に関する事。
- ケ 給与，勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関する事。
- コ 給与の支払いの監理に関する事。
- サ 分限及び懲戒に関する事（任命権者が所掌する事務を除く。）。)
- シ 勤務条件の措置要求に関する事。
- ス 不利益処分についての不服申立てに関する事。
- セ 職員の苦情処理に関する事。
- ソ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事。
- タ 管理職員等の範囲に関する事。
- チ 職員団体の登録に関する事。
- ツ 労働基準監督機関の権限行使に関する事。
- テ 公印の管理に関する事。
- ト 文書の収受，発送及び保存に関する事。
- ナ 事務局職員の人事，給与及び服務に関する事。
- ニ 事務局の予算，決算に関する事。

5 予算

平成 26 年度における本委員会の予算は、次のとおりです。

単位：千円

科 目	予 算 額
人 事 委 員 会 費	103,395
報酬	4,650
給料	48,089
職員手当等	24,990
共済費	15,704
報償費	100
旅費	1,388
需用費	1,061
役務費	272
委託料	4,607
使用料及び賃借料	597
負担金補助及び交付金	1,937

6 人事委員会の開催状況

本委員会の平成 26 年度における開催状況は次のとおりです。

回数	開 催 年月日	議 案 等
第 1 回 定例会	26. 4. 4 16:32 開会 17:10 閉会	議案 1 新潟市職員任用規則等の一部改正について
第 1 回 臨時会	26. 4. 8 15:55 開会 16:25 閉会	議案 1 職員を昇任させるための選考について 2 職員の昇格級決定のための承認について
第 2 回 定例会	26. 4. 16 15:00 開会 16:15 閉会	議案 1 平成 26 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の実施について 報告 1 平成 26 年職種別民間給与実態調査の実施について
第 3 回 定例会	26. 5. 14 15:00 開会 17:05 閉会	議案 1 公平審査 報告 1 平成 26 年新潟市職員採用試験（任期付職員）の申込状況について

		て 2 新潟市労働組合連合会からの申し入れについて 3 平成26年1月から3月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 4 不服申立て「却下」に対する申し入れについて
第4回 定例会	26. 6. 4 15:00 開会 16:05 閉会	議案 1 平成26年度新潟市職員採用試験(大学卒業程度)の申込状況について 2 平成26年4月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第5回 定例会	26. 6. 18 15:00 開会 17:20 閉会	議案 1 平成26年度新潟市職員採用試験(任期付職員)の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 平成26年度新潟市職員採用試験(高校卒業程度等)の実施について 3 公平審査 報告 1 平成26年職員給与実態調査の実施について
第6回 定例会	26. 7. 9 15:00 開会 16:40 閉会	議案 1 平成26年度新潟市職員採用試験(高校卒業程度等)の実施における採用待機者の導入について 2 新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則及び新潟市消防職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について 3 新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改正について 4 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 5 新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規則の一部改正について 報告 1 給与制度の総合的見直しについての要請について 2 平成26年度新潟市職員採用試験(大学卒業程度)の受験状況について
第7回 定例会	26. 7. 30 15:00 開会 16:15 閉会	議案 1 平成26年度新潟市職員採用試験(消防士B, 民間・土木(水道), 民間・電気(水道), 獣医師)の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 平成26年度新潟市職員採用試験(民間企業等職務経験者等)の実施について 3 平成26年度新潟市職員採用選考試験(身体障がい者)の実施について 報告 1 平成26年職員給与実態調査の概要について 2 平成26年5月及び6月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第8回 定例会	26. 8. 15 15:00 開会 17:25 閉会	議案 1 平成26年度新潟市任期付職員採用試験の実施について 2 公平審査 報告 1 平成26年人事院勧告等の概要について 2 平成26年職種別民間給与実態調査の概要について
第9回 定例会	26. 8. 25 15:00 開会	議案 1 公平審査

	17:30 閉会	協議 1 平成 26 年度職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 1 平成 26 年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者）の採用予定人員の変更について
第 2 回 臨時会	26. 8. 27 13:30 開会 16:30 閉会	議案 1 平成 26 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について（消防士 B，獣医師，民間・土木（水道），電気（水道）以外） 協議 1 平成 26 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 10 回 定例会	26. 9. 3 14:00 開会 16:15 閉会	議案 1 公平審査 協議 1 平成 26 年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 1 平成 26 年 7 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第 11 回 定例会	26. 9. 10 13:30 開会 17:00 閉会	議案 1 公平審査 協議 1 平成 26 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 3 回 臨時会	26. 9. 17 13:30 開会 16:55 閉会	議案 1 職員を昇任させるための選考について 2 条件付採用期間の延長について 協議 1 平成 26 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 4 回 臨時会	26. 9. 24 13:30 開会 16:30 閉会	議案 1 公平審査 協議 1 平成 26 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 12 回 定例会	26. 10. 1 15:00 開会 17:00 閉会	協議 1 平成 26 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 13 回 定例会	26. 10. 8 9:45 開会 9:55 閉会	議案 1 平成 26 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 5 回 臨時会	26. 10. 15 13:45 開会 15:50 閉会	議案 1 平成 26 年度新潟市職員採用試験（任期付職員）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 職員を昇任させるための選考について 3 公平審査
第 6 回 臨時会	26. 10. 22 15:00 開会 17:05 閉会	議案 1 公平審査 2 平成 26 年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の受験状況について
第 7 回 臨時会	26. 10. 29 15:00 開会 15:40 閉会	議案 1 職員の昇格級決定のための承認について 2 職員採用試験（保育士 B）第 1 次試験の再試験について 報告 1 平成 26 年度身体障がい者を対象とした職員採用選考試験の受験状況について 2 平成 26 年 8 月及び 9 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況

		について
第 14 回 定例会	26. 11. 26 15:00 開会 17:30 閉会	議案 1 平成 26 年度新潟市職員採用試験（高卒程度・免許資格職）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 平成 26 年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験の最終合格者の決定及び名簿の確定について 3 一般職の任期付職員の採用の承認について 4 平成 26 年度新潟市職員採用試験（一般行政（国際（英語・中国語））の実施について 5 平成 26 年度新潟市任期付職員採用試験の実施について 6 平成 26 年度新潟市水道局技能労務職員を対象とした転職試験の実施について 7 条例に対する意見について 報告 1 平成 26 年 10 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第 15 回 定例会	26. 12. 17 15:00 開会 16:10 閉会	議案 1 平成 26 年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 消防職員の昇任試験にかかる最終合格者の決定について
第 16 回 定例会	26. 12. 24 15:00 開会 16:10 閉会	議案 1 平成 26 年度新潟市任期付職員採用試験の実施について 2 新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部改正について 3 新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部改正について 4 新潟市教育職員の給与，勤務時間，休暇等に関する条例別表第 1 の備考 2 に関する規則の一部改正について 5 新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正について 6 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 7 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について 報告 1 平成 26 年度新潟市職員採用試験（一般行政（国際），任期付職員）の申込状況について
第 17 回 定例会	27. 1. 21 15:00 開会 16:10 閉会	議案 1 新潟市人事委員会委員長の選挙について 2 委員長職務代理者の指定について 3 新潟市人事委員会会議傍聴規則の一部改正について 報告 1 平成 26 年度新潟市職員採用試験（一般行政（国際），任期付職員）の試験状況について 2 平成 26 年度新潟市水道局技能労務職員を対象とした転職試験について
第 18 回 定例会	27. 2. 13 15:00 開会 17:15 閉会	議案 1 平成 26 年度新潟市職員採用試験（一般行政（国際），任期付職員）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 平成 27 年度新潟市職員採用・選考試験の実施計画について 3 職員を昇任させるための選考について 4 条例案に対する意見について 5 人事交流等採用試験の俸給の決定のための承認について 報告 1 平成 26 年度新潟市職員採用試験（任期付職員（一般事務））の申込状況について

		2 消防職員の早期退職を受けての採用方針について
第 19 回 定例会	27. 2. 25 15:00 開会 15:40 閉会	議案 1 平成 26 年度新潟市職員採用試験（任期付職員・一般事務）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 新潟市水道局技能労務職員を対象とした転職試験の最終合格者の決定について 3 新潟市人事委員会が行う職務専念義務の承認のうち軽易なものを指定する要綱の一部改正について
第 20 回 定例会	27. 3. 4 14:55 開会 15:25 閉会	議案 1 職員を昇任させるための選考について 2 新潟市教育長が教育委員会の許可を受けるべき営利企業の地位を定める規則の制定について
第 21 回 定例会	27. 3. 11 14:55 開会 17:00 閉会	議案 1 平成 26 年度新潟市職員試験の実施案について 2 職員の昇格級決定のための承認について 3 新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部改正について 4 「平成 26 年改正条例附則第 7 項の規定に基づく号俸の調整について」の制定について 5 新潟市職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正について 6 「単身赴任手当の運用について」の一部改正について 7 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 8 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について 9 新潟市職員の地域手当に関する規則の一部改正について 10 「地域手当の運用について」の一部改正について
第 8 回 臨時会	27. 3. 25 14:55 開会 17:15 閉会	議案 1 職員の昇格級決定のための承認について 2 俸給表適用の承認について 3 俸給の調整額の特例承認について 4 新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部改正について 5 「通勤手当の運用について」の一部改正について 6 新潟市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について 7 「管理職員特別勤務手当の運用について」の一部改正について 8 「新潟市給与条例の運用方針について」の一部改正について 9 新潟市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について 10 新潟市職員の平成 26 年改正条例による俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の制定について 11 「新潟市職員の平成 26 年改正条例による俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について」の制定について 12 新潟市教育職員の平成 26 年改正条例による俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の制定について 13 人事交流等採用職員の俸給の決定のための承認について 14 事務局職員の人事発令について 報告 1 平成 27 年新潟市職員採用試験総合案内について 2 職員の分限及び懲戒処分の状況について

第2章 事業概要

1 採用

(1) 採用試験

平成26年度に実施した職員採用試験は、次のとおりです。

① 実施日

ア 大学卒業程度

職 種	第一次 試験日	第二次試験日		第三次試験日		最終合格 発表日
		7月14～16日	個別面接	8月4日 作文試験 適正検査	8月18, 19, 21, 22日 個別面接	
一般行政A	6月22日 筆記試験	7月14～16日	個別面接	8月4日 作文試験 適正検査	8月18, 19, 21, 22日 個別面接	8月28日
一般行政B		7月16, 17日			8月 16, 17日 個別面接	
社会福祉	6月22日 筆記試験	7月18日 作文試験 適性検査	8月8日 8月6日 8月11日 8月4日 8月5日 8月11日 8月4日 8月11日 8月1日 8月1日	集団面接 個別面接		
土木						
土木(水道)						
建築						
電気						
電気(水道)						
機械						
機械(水道)						
化学						
農業						
消防士A (4/1採用)	6月22日 筆記試験	6月22日 作文試験 消防適性検査	8月11日	集団面接 個別面接		7月31日
消防士B (9/1採用)	6月23日 体力検査	6月23日 適性検査	7月 22, 23日			

職 種	第一次 試験日	第二次試験日		第三次試験日		最終合格 発表日
学芸員	10月19日 筆記試験	11月18日	個別面接 適性検査	11月23日 作文試験 適性検査		12月18日
一般行政 (特別枠)		11月8日	個別面接			
一般行政 (国際・英語)	1月11日	2月5日				2月16日
一般行政 (国際・中国語)	筆記試験	集団面接, 個別面接, 適性検査				

イ 高校卒業程度

職 種	第一次 試験日	第二次試験日		第三次試験日		最終合格 発表日
一般事務	9月28日 筆記試験	10月24日	個別面接	11月7日 作文試験 適正検査	11月19日 集団面接 個別面接	11月27日
学校事務A		10月23日			11月6日 集団面接 個別面接	
学校事務B			10月21日 作文試験 適性検査	11月5日 集団面接 個別面接		
土木	9月28日 筆記試験	9月28日 消防適正検査	11月13日 集団面接 個別面接			
土木(水道)		10月21日 作文試験 適性検査				
消防士	9月28日 筆記試験 10月21日 体力検査	9月28日 消防適正検査 10月21日 作文試験 適性検査	11月13日 集団面接 個別面接			

ウ 免許資格職

職 種	第一次試験日	第二次試験日			最終合格 発表日
獣医師 ※	7月11日 適性検査, 集団面接, 個別面接				7月31日
保健師	6月22日 筆記試験	7月18日 作文試験 適性検査	8月7日	集団面接 個別面接	8月28日
薬剤師 (行政)			8月5日		
栄養士	9月28日 筆記試験	10月21日 作文試験 適性検査	11月14日		11月27日
司書			11月6日		
言語聴覚士			11月14日		
歯科衛生士		10月20日 作文試験 適性検査	11月7, 10, 11, 12日		
保育士A					
保育士B	10月19日 筆記試験	11月9日 作文試験 適性検査	11月15, 16日 集団面接 個別面接	12月18日	

※獣医師は、第一次試験と第二次試験の区分はありません。

エ 民間企業等職務経験者

職 種	第一次 試験日	第二次試験日			最終合格 発表日
土木 (水道) (10/1 採用)	6月22日 筆記試験	7月19日 作文試験 適性検査	7月26日	集団面接 個別面接	7月31日
電気 (水道) (10/1 採用)					
社会福祉	10月19日 筆記試験	11月9日 作文試験 適正検査	11月30日	集団面接 個別面接	12月18日
土木			11月23日		
土木 (水道)			12月6日		
建築			11月29日		
電気 (水道)			12月6日		
機械			11月29日		
機械 (水道)			実施なし		

職 種	第一次 試験日	第二次試験日			最終合格 発表日
化学	10月19日	11月9日	12月6日	集団面接 個別面接	12月18日
保健師	筆記試験	作文試験 適性検査			

オ 任期付職員

職 種	第一次 試験日	第二次試験日		最終合格 発表日
一般事務（統計調査業務）	5月7日 書類審査	6月2日	個別面接	6月19日
一般事務 （水と土の芸術祭 語学スタッフ）		6月6日		
一般事務（1回目） （水と土の芸術祭 一般スタッフ）				
一般事務（2回目） （水と土の芸術祭 一般スタッフ）	9月12日 書類審査	10月7日		10月23日
一般事務（大学卒業程度） ※	2月14日 個別面接 2月15日 筆記試験			2月26日

※一般事務（大学卒業程度）は、第一次試験と第二次試験の区分はありません。

カ 任期付短時間勤務職員

職 種	第一次 試験日	第二次試験日		最終合格 発表日
一般事務（債権管理業務）	5月7日 書類審査	6月2日	個別面接	6月19日
一般事務（1回目） （潟に関する調査・研究業務）	9月12日 書類審査	10月7日	個別面接	10月23日
一般事務（2回目） （潟に関する調査・研究業務）	1月7日 書類審査	2月6日	個別面接	2月16日
社会福祉	1月11日 筆記試験			

② 実施状況

区分	職 種	応募者数	受験者数	合格者数	倍率
大学卒業 程 度	一般行政 A	343	266	42	6.3
	一般行政 B	345	246	11	22.4
	一般行政《特別枠》	373	342	15	22.8
	一般行政（国際・英語）	65	54	1	54.0
	一般行政（国際・中国語）	26	23	1	23.0
	社会福祉	85	66	8	8.3
	土木	27	20	12	1.7
	土木(水道)	4	3	2	1.5
	建築	28	22	6	3.7
	電気	10	6	1	6.0
	電気（水道）	6	5	4	1.3
	機械	12	6	2	3.0
	機械（水道）	7	6	4	1.5
	化学	34	28	2	14.0
	農業	22	17	2	8.5
	消防士 A（4/1 採用）	68	60	8	7.5
	消防士 B（9/1 採用）	91	80	22	3.6
	学芸員	74	57	1	57.0
高校卒業 程 度	一般事務	95	78	11	7.1
	学校事務 A	46	40	6	6.7
	学校事務 B	95	77	2	38.5
	土木	9	5	2	2.5
	土木（水道）	1	1	1	1.0
	消防士	179	167	14	11.9
免 許 資 格 職	獣医師	6	5	2	2.5
	保健師	32	27	6	4.5
	薬剤師（行政）	9	7	1	7.0
	栄養士	34	29	2	14.5
	司書	72	61	2	30.5
	言語聴覚士	7	7	1	7.0
	歯科衛生士	30	28	1	28.0

区分	職 種		応募者数	受験者数	合格者数	倍率
	保育士A		157	146	35	4.2
	保育士B		165	159	28	5.7
民間企業等 職務経験者	社会福祉		32	31	4	7.8
	土木		38	36	11	3.3
	土木（水道）	10月1日採用	6	6	2	3.0
		4月1日採用	3	3	1	3.0
	建築		14	12	4	3.0
	電気（水道）	10月1日採用	2	2	0	-
		4月1日採用	7	6	2	3.0
	機械		7	7	1	7.0
	機械（水道）		0	0	-	-
	化学		26	21	2	10.5
	保健師		4	4	2	2.0
任期付職員	一般事務（統計調査業務）		6	6	3	2.0
	一般事務 （水と土の芸術祭 スタッフ）	語学	2	2	1	2.0
		一般(1回目)	23	23	10	2.3
		一般(2回目)	7	7	2	3.5
任期付短時間 勤務職員	一般事務（債権管理業務）		2	2	1	2.0
	社会福祉		20	18	8	2.3
	一般事務 （潟に関する調査 研究業務）	(1回目)	2	2	1	2.0
		(2回目)	2	2	1	2.0
	一般事務		174	143	25	5.7
合計			2,934	2,477	339	7.3

(2) 採用選考

ア 平成 26 年度に実施した採用選考は、各任命権者に委任しているもの以外は、次のとおりです。

(ア) 実施日

区分	職 種	第一次 試験日	第二次試験日		最終合格 発表日
身体障がい者	一般事務	10月26日 筆記試験	11月21日	個別面接	11月27日
	学校事務	適性検査	11月18日		

(イ) 実施状況

区分	職 種	応募者数	受験者数	合格者数	倍率
身体障がい者	一般事務	33	30	4	7.5
	学校事務	4	3	0	—

この選考は、競争的選考により実施しています。

イ 任命権者に委任している採用選考は、次のとおりです。

病院事業管理者 事務職 5人
免許資格職 101人

2 昇任

(1) 昇任試験

平成 26 年度の昇任試験について、各任命権者に委任しているもの以外は該当ありませんでした。

(2) 昇任選考

平成 26 年度の昇任選考について、各任命権者に委任しているもの以外は次のとおりです。

単位：人

任命権者 役職	市長	消防長	病院 事業 管理者	水道 事業 管理者	合計
部長	12	0	0	3	15
課長	47	6	3	5	61
合計	59	6	3	8	76

3 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会における勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものです。

本委員会は、一般職の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、市議会及び市長に対して、平成26年10月8日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その内容は、次のとおりです。

報告（概要）

第1 職員の給与等

1 職員給与の調査

技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年4月における給与の支給状況を把握するため、「平成26年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般、医療職(1)、医療職(2)、医療職(3)、消防職、福祉職、教育職(1)及び教育職(2)の8俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は5,084人で、平均年齢は42.4歳であり、実際に支払われた平均給与月額、俸給330,541円、扶養手当8,845円、管理職手当5,621円、住居手当4,903円、その他の手当979円の合計350,889円（昨年353,962円、昨年比△3,073円）である。

2 民間事業所従業員の給与等の調査

(1) 調査の方法

人事院等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である市内の 429 事業所から層化無作為抽出法^(注)により抽出した 106 事業所について、「平成 26 年職種別民間給与実態調査」を実施し、本年 4 月分として実際に支払われた給与月額等を、実地に詳細に調査を行った。

(注)層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化(グループ分け)し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は 89.6%、調査実人員は 3,918 人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

第 1 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	28.8	32.8	—	38.4
課 長 級	23.9	29.8	—	46.3

第 2 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職 段階	定期 昇給 制度 あり	定期 昇 給 実 施			定期 昇給 停止	定期 昇給 制度 なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	91.6	87.9	18.7	1.7	67.5	3.7	8.4
課長級	80.2	76.5	17.0	1.7	57.8	3.7	19.8

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 給与の状況

(ア) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で 18.8% (昨年 31.0%)、高校卒で 12.6% (同 10.9%) となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 187,125 円 (同 193,163 円)、高校卒で 162,592 円 (同 157,745 円) となっている。

(イ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあつては月額 12,179 円 (昨年 13,441 円)、配偶者と子 2 人にあつては月額 24,378 円 (同 25,495 円) となっている。

(ウ) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）の支給割合は所定内給与月額 of 4.09 月分（昨年 3.94 月分）に相当している。

3 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

ア 比較方法

役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレ方式」で、4 月分の給与額を精密に比較した。

イ 比較結果

第 4 表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B)
357,880 円	356,455 円	1,425 円

- (注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。
2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。
3 職員給与には、給与構造改革に伴う経過措置額を含む。

(2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（3.95 月）は、民間における特別給の支給割合（4.09 月）を 0.14 月分下回っている。

4 諸情勢

(1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年 4 月の新潟市における消費者物価指数は、昨年 4 月と比較して 3.6% 上昇している。また、同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2 人世帯では 168,200 円、3 人世帯では 185,010 円、4 人世帯では 201,830 円となっている。

(2) 人事院の勧告等

人事院は本年 8 月 7 日、国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。

5 本年の給与の改定

(1) 月例給

本年 4 月時点で、職員給与が民間給与を 1,425 円（0.40%）下回るようになったことから、民間給与の水準に見合うよう引上げ改定を行うことが適切であると判断した。民間給与との格差（1,425 円）は、俸給表の引上げ改定により解消を図ることとした。

(2) 特別給

前記 3(2) のとおり、民間の年間支給割合が本市の年間支給月数よりも上回っていたこ

とから、0.15月分引上げることとした。

(3) 教育職員の給与等の改定

教育職員の俸給及び期末手当・勤勉手当については、従来から、任用の事情等により、新潟県の教育職員に準拠して定められ、又は同職員の例によるものとされている。このことを踏まえ、教育職俸給表その他の教育職員に適用する給与に関する措置については、新潟県の教育職員への措置内容に準じた取扱いとする。

6 その他給与に関する課題

(1) 勤務実績の給与への反映

職員の能力・勤務実績を的確に把握評価し、その結果を給与等の処遇に反映させていく制度は、職員の士気の確保及び組織力の維持・向上の観点からも重要である。

任命権者にあつては、現行の評価手法等を十分に検証するとともに、本年5月の改正地方公務員法における人事評価制度の趣旨を踏まえ、人事評価の基準、方法、その他必要な事項を早急に定め、公正かつ実効性のある制度の運用が必要である。

(2) 再任用職員の給与

人事院の勧告においては、転居を伴う異動をする再任用職員が増加していることや民間の支給状況を踏まえると、再任用職員に対して単身赴任手当を支給することが必要であるとした。また、再任用職員の諸手当を含めた給与水準、給与のあり方については、本年初めて公的年金がまったく支給されない民間企業の再雇用者の個人別給与が把握できることとなったところであり、今後も民間の再雇用者の給与動向を注視するとともに、各府省における再任用制度の運用状況を踏まえ、必要な検討を行っていくとしているところである。

本市においても、民間の支給状況等を考慮し、再任用職員に対して単身赴任手当を支給することとする。また、再任用職員の給与のあり方については、今後の民間の支給状況、国や他自治体の動向等を注視しながら検討を行っていく必要がある。

7 給与制度の総合的見直し

(1) 国における給与制度の総合的見直し

人事院は本年の勧告において、給与制度の総合的見直しについて以下のとおり勧告した。

- ①地域間の給与配分の見直しを行うため、俸給表の水準を平均2%引下げ一方地域手当の支給地域・支給割合の見直しを行う。
- ②世代間の給与配分の見直しを図るため、俸給表を平均2%引下げの中で50歳台後半層の職員が多く在籍する号俸を最大4%程度引下げ、給与カーブのフラット化を進める。

③職務や勤務実績に応じた給与配分への見直しを図るため、諸手当の改善を行う。

これらは、平成 27 年度から段階的に実施し、激変緩和のため 3 年間の経過措置を設けるとしている。

(2) 本委員会の考え方

本委員会は、従来から地方公務員法の定める情勢適応の原則や均衡の原則に則り、国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与、民間企業の従業員の給与、その他の事情を総合的に勘案して勧告を行ってきた。本市においては、地域手当の支給対象地域となったこと、世代間の給与配分の見直しの必要があること等から、本委員会としては給与制度の総合的見直しを行うことが必要であると考え。見直しにあたっては、国の制度との均衡を図りながらも、本市職員の実情や、民間給与との比較結果を十分に勘案し、実施することが重要である。

第 2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等

(1) 多様で有為・有能な人材の確保

受験者の資質等を見極める人物面を重視した試験内容を構築していくことが重要であることから、より多くの受験者に対して面接を行っている。平成 24 年度から、採用後の勤務状況について、フォローアップを行うことにより、面接結果の検証を進めるとともに、今年度は面接方法の一部見直しを行った。今後も引き続き、面接試験において受験者の人物をより適切に評価できる手法について研究を進めていく。

(2) 人材の育成

将来を見すえた計画的な人材育成という視点に立ち、引き続き職員のキャリア形成の支援と能力に応じた適材適所の配置に努め、本市の市政を担うにふさわしい高い行政能力を持ち、市民から信頼される職員を育成していくことを望む。

(3) 人事評価制度

本年 5 月に、新たに人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用すること等の改正が盛り込まれた地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布され、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされた。

地方公務員法の改正を踏まえ、現在の人事評価制度を人材育成に限定することなく、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用できるよう早急に検討を進めていかなければならない。

2 職員の勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減

「超過勤務の縮減に関する要綱」に基づき超過勤務における事前命令、事後確認の徹底や、ノー残業デーやライトダウン等全庁的な取組みが継続的になされているが、平成25年度の超過勤務の状況を平成24年度と比較すると、月45時間以上の超過勤務を行っている職員数は減少しているものの、職員1人当たりの平均超過勤務時間数は、ほぼ変わらない状況である。

今年度は、昨年度に設置した超過勤務縮減ワーキンググループからの提言を受け、各所属で新たな取組みを実施している。主な内容としては、所属ごとに超過勤務縮減に向けた取組目標及び取組項目を設定し、結果の検証を行うこと、職員の繁忙状況、超過勤務の状況等を職場で把握し共有することで業務の平準化を図ること等があるが、その結果を検証し、今後も実効性のある取組みを推進していく必要がある。

(2)メンタルヘルス対策

メンタルヘルスについては、一朝一夕に問題を解決することは困難ではあるが、その予防や再発防止、職場復帰の支援等個々のケースに即した対策を組織全体として粘り強く進めていくことが重要である。

(3)男性職員の育児休業取得率の向上

男性職員の育児休業取得を促進するためには、職員及び職場の意識改革が必要であることから、制度の周知や研修等により組織全体で意識啓発に取り組み、男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境の整備に引き続き取り組んでいく必要がある。

3 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴う雇用と年金の接続について、国家公務員では、平成25年3月の閣議決定で、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用することとした。また、平成26年4月に公布された国家公務員法等の一部を改正する法律の附則で、政府は、平成28年度までに、定年の段階的な引上げや再任用制度の活用の拡大等の措置を講ずることについて検討することが定められた。

今後も高齢期雇用のあり方については、国や他の地方公共団体の動向を注視しながら、引き続き検討を行っていくことが重要である。

4 公務員倫理の確保

職員にあっては、自らが全体の奉仕者として、より高い倫理観を求められていることを強く自覚するとともに、一人の非違行為が公務全体に対する信頼を著しく失墜させるものであることを常に意識して、日々の仕事に取り組む必要がある。さらに、他の職場で発生した不祥事であっても、他人事として捉えるのではなく、自らの問題として捉え、自発的に業務を見直していく必要がある。

引き続き組織として業務のチェック体制を強化・徹底するとともに、法令遵守や倫理観の向上を図る研修により、すべての職員にコンプライアンス意識を根付かせ、職員一人ひ

とりが自信と誇りを持って働くことができるよう取り組んでいく必要がある。

勸告

次の事項を実現するため、新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）、新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 164 号）及び新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 165 号）を改正することを勧告する。

教育職俸給表(1)及び教育職俸給表(2)の適用を受ける職員については、それぞれ新潟県の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 30 年新潟県条例第 59 号）に規定する教育職給料表（二）（特 2 級を除く。）及び教育職給料表（三）（特 2 級を除く。）の適用を受ける職員についての給料表その他の給与に関する措置（新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例第 17 条で定める新潟市給与条例の規定の例によるものを除く。）に準じて所要の取扱いをすること。

4 条例の制定・改廃に対する意見

職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされています。

本委員会が、議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見は、次のとおりです。

意見申出 年 月 日	条例名	概 要	意 見
26.12. 2	新潟市給与条例等の一部改正について	<ul style="list-style-type: none">・職員の給与等に関する報告及び勧告に従い、職員の俸給表の改定ほか所要の改正を行うもの・大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、災害派遣手当の支給対象職員の範囲を拡大するもの・地方教育行政の組織及び運営に関する	職員の給与等に関する勧告に基づく改正のため適当な措置と考える。 また、大規模災害からの復興に関する法律などの規定に基づき所要の改正を行うものであり、

		法律の改正に伴い、教育長の身分が一般職から特別職へ変更されることから、給与条例のなかで一般職として規定されていた教育長を削除するもの	異議はない。
26.12.2	新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	職員の給与等に関する報告及び勧告に従い、新潟県教育職員の給与改定に準じた所要の改正を行うもの	職員の給与等に関する勧告に基づき、教育職員の俸給表その他の給与に関する措置について、新潟県教育職員の措置内容に準じた取扱いとするものであり、適当な措置と考える。
26.12.2	新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	新潟県人事委員会勧告において教員特殊業務手当の見直しの検討が報告され、新潟県が平成27年1月から手当額の改正を行うことから、これに準じた改正を行うもの	職員の給与等に関する勧告に基づき、教育職員の俸給表その他の給与に関する措置について、新潟県教育職員の措置内容に準じた取扱いとするものであり、適当な措置と考える。
27.2.18	新潟市職員退職手当支給条例の一部改正について	平成27年4月から実施する給与制度の総合的見直しによる俸給月額の下げが、退職手当の支給水準に影響を及ぼすことなどから所要の改正を行うもの	給与制度の総合的見直しで退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、現行の支給水準の範囲内において必要な改正を国に準じて行うものであり、異議はない。

5 任命権者からの申請・協議に基づく承認等

平成 26 年度に申請又は協議のあった事項は、次のとおりです。

(1) 任用関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等 年月日
	内容	対象	
水道事業管理者	職務に専念する義務の特例の承認について (長崎がんばらんば国体に職員参加)	1 人	承認 26. 9. 1
教育委員会	職務に専念する義務の特例の承認について (2015 年自治労安全衛生集会職員参加)	2 人	承認 27. 2. 9
市長	職務に専念する義務の特例の承認について (2015 年自治労安全衛生集会職員参加)	4 人	承認 27. 2. 10

(2) 給与関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等 年月日
	内容	対象	
市長	昇格級決定のための承認について	1 人	承認 26. 4. 8
市長	昇格級決定のための承認について	1 人	承認 26.10.29
市長	人事交流等採用職員の俸給の決定のための承認について	1 人	承認 27. 2. 13
市長 市議会議長 教育委員会教育長 人事委員会委員長 代表監査委員 中央農業委員会会長 西区農業委員会会長 消防長	昇格級決定のための承認について	81 人	承認 27. 3. 11
教育委員会教育長	昇格級決定のための承認について	3 人	承認 27. 3. 25
市長	俸給表適用の承認について	8 人	承認 27. 3. 25
教育委員会教育長	俸給の調整額の特例承認について	3 人	承認 27. 3. 25
市長 教育委員会教育長	人事交流等採用職員の俸給の決定のための承認について	32 人	承認 27. 3. 25

6 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができます。

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をします。

平成 26 年度における勤務条件に関する措置の要求の状況は、次のとおりです。

事案名	申立事項	申立年月日	審理状況
平成 25 年（措） 第 2 号事案	元職場へ戻すこと	25. 9. 2	26. 10. 22 棄却

7 不利益処分に関する不服申立て

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、不服申立てをすることができます。

この不服申立てを受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行います。

平成 26 年度における不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりです。

事案名	申立事項	申立年月日	審理状況
平成 27 年（不） 第 1 号事案	免職処分取消	27. 3. 12	係属中

8 苦情相談

平成 26 年度における職員からの苦情相談の概要は次のとおりです。

単位：人

任用関係	給与関係	勤務条件 サービス関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	いじめ等 関係	その他	計
1	1				1		3

9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体です。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・公立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度です。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりです。

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

職員団体の名称	事務所所在地
新潟市職員組合	新潟市中央区白山浦 1 丁目 425 番地 9 市役所白山浦庁舎内
新潟市教職員組合	新潟市中央区旭町通 1 番町 86 番地
新潟市教職員労働組合	新潟市北区柳原 6 丁目 3 番 3 号
新潟市立高等学校教職員組合	新潟市中央区川岸町 2 丁目 11 番 4 号 高校会館内

10 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているので、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くこととなります。

そのため、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされています。管理職員等の範囲は、新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められています。

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

機関	職
本庁	議会事務局 局長，次長，課長及び課長補佐
	市長部局 理事，技監，危機管理監，部長，局長，担当部長，本部長， 会計管理者，部に置かれる次長，参事，課長，担当課長， 課長補佐及び課に置かれる室の室長 地域・魅力創造部の政策監，主幹及び市長が特に命じた主 査 地域・魅力創造部政策調整課及び大都市制度・区政創造推 進課の主幹及び市長が特に命じた主査 地域・魅力創造部の企画・広報監 文化スポーツ部の美術企画監 保健衛生部の医監 経済部の産業政策監 下水道部経営企画課の経理係長 総務部の副参事及び市長が特に命じた主査 総務部総務課の統計係長及び庁舎管理係長 総務部行政経営課の主幹及び市長が特に命じた主査 総務部のIT政策監 総務部人事課の人事並びに服務担当の主幹，主査，副主査 及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。) 総務部職員課の安全衛生係長及び給与係長並びに給与担当 の主査，副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限 る。)並びに職員団体担当の主幹，主査，副主査及び主事 財務部の税務監及び副参事 財務部財務課の係長 会計課の主幹及び市長が特に命じた主査 秘書課の秘書担当の主幹，主査，副主査及び主事
	教育委員会事務局 教育長，教育次長，教育政策監，課長，担当課長，課長補 佐及び課に置かれる室の室長
	教育総務課の総務係長及び職員係長並びに職員団体担当の 主幹，主査，副主査及び主事 学校支援課の総括指導主事 教職員課の総括管理主事及び管理主事並びに職員団体担当 の主幹，主査，副主査及び主事

	選挙管理委員会事務局	局長及び次長
	監査委員事務局	局長，次長及び次長補佐
	人事委員会事務局	局長，次長，次長補佐，主幹，係長並びに企画に関する事務を行う主査，副主査及び主事
	農業委員会事務局	局長及び次長
区役所及び区役所の機関	区役所	区長，副区長，課長，課長補佐及び課に置かれる室の長 地域課の企画係長及び市長が特に命じた主査 総務課の総務係長及び管理財務係長
	福祉事務所	所長，課長及び課長補佐
	出張所	所長
	連絡所	主任
	北区郷土博物館	館長
	市民会館	館長
	新津地域学園	所長
	文化会館	館長
	潟東ゆう学館	館長
	中之口先人館	館長
	地域保健福祉センター	所長
	保育園	園長
	本庁又は区役所以外の機関	潟環境研究所
東京事務所		所長及び副所長
消費生活センター		所長
パスポートセンター		所長
美術館		館長及び副館長
文化財センター		所長
清掃事務所		所長
清掃センター		所長
白根環境事業所		所長
新津クリーンセンター		所長
処分地管理事務所		所長
東処理センター		所長
児童相談所		所長，副所長及び所長補佐
幼児ことばとこころの相談センター		所長
ひしのみ園	園長	

明生園	園長
めいせいデイサポートセンター	所長
身体障がい者更生相談所	所長, 副所長及び所長補佐
知的障がい者更生相談所	所長, 副所長及び所長補佐
こころの健康センター	所長及び所長補佐
保健所	所長, 次長, 課長及び課長補佐
動物愛護センター	所長
食品環境センター	所長
食肉衛生検査所	所長及び所長補佐
衛生環境研究所	所長, 次長及び次長補佐
中央卸売市場	場長, 次長及び次長補佐
農業活性化研究センター	所長及び所長補佐
食育・花育センター	所長及び所長補佐
G I Sセンター	所長
新潟駅周辺整備事務所	所長, 次長及び次長補佐
技術管理センター	所長, 課長及び課長補佐
地域土木事務所	所長, 課長及び課長補佐
地域下水道事務所	所長, 課長及び課長補佐
下水道管理センター	所長, 課長及び課長補佐
市税事務所	所長, 課長及び課長補佐
税務センター	所長
資産税分室	所長
幼稚園	園長及び教頭
小学校	校長及び教頭
中学校	校長及び教頭
高等学校	校長, 教頭及び事務長
中等教育学校	校長, 教頭及び事務長
特別支援学校	校長及び教頭
生涯学習センター	所長, 次長及び次長補佐
中央公民館	館長及び館長補佐
地区公民館	館長
中央図書館	館長, 課長及び課長補佐
図書館(中央図書館を除く。)	館長

	総合教育センター	所長及び所長補佐
	視聴覚センター	所長
	教育相談センター	所長
	教育支援センター	所長
	学校給食センター	所長
	特別支援教育サポートセンター	所長

11 労働基準監督機関としての職権の行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に示された下記の分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされています。

(1) 本市の事業所又は事務所の号別区分状況

本市の事業所又は事務所が労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかの決定は、本委員会と新潟労働局とが協議して決定します。

この区分状況は、次のとおりです。

(平成26年4月1日現在)

所管	号別区分	事業所の名称
人事委員会	第12号 教育・研究 業	美術館・新津美術館・文化財センター・衛生環境研究所・農業活性化研究センター・北区郷土博物館・中之口先人館・図書館・地区図書館・総合教育センター・視聴覚センター・教育相談センター・中央公民館・地区公民館・生涯学習センター・小学校（給食場を除く。）・中学校（給食場を除く。）・高等学校・中等教育学校・幼稚園（給食場を除く。）・特別支援学校（給食場を除く。）
	別表第1 の各号に 属さない 事業	市長部局本庁・東京事務所・パスポートセンター・児童相談所・幼児ことばとこころの相談センター・身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所・食肉衛生検査所・中央卸売市場・新潟市食育・花育センター・新潟駅周辺整備事務所・地域土木事務所・地域下水道事務所・下水道管理センター・区役所・出張所・連絡所・万代市民会館・西新潟市民会館・黒崎市民会館・新津地域学園・潟東ゆう学館・巻文化会館・消防局・消防署・出張所・議会事務局・教育委員会事務局・教育支援センター・選挙管理委員会事務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・中央農業委員会事務局・区農業委員会事務局

労働 基準 監督署	第1号 製造・加工 業	新潟市立学校給食場・給食センター
	第13号 保健・衛生 業	ひしのみ園・明生園・めいせいデイサポートセンター・こころの健康センター・ 保健所・食品環境センター・地域保健福祉センター・保育園
	第15号 焼却・清掃 業	清掃センター・清掃事務所・処分地管理事務所・東処理センター・白根環境事 業所・新津クリーンセンター

(2) 職権行使の状況

労働基準監督機関として平成 26 年度に職権を行使した事項は次のとおりです。

項 目	件 数
時間外労働及び休日労働に関する協定届の受理	33
健康診断結果報告書の受理	22
死傷病報告の受理	3
解雇予告除外認定	2

12 人事委員会規則等の制定・改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができるかとされています。

平成 26 年度において、制定又は改正した規則等は次のとおりです。

(1) 規則

番 号	公布年月日	名 称	制定・改廃の概要
平成 26 年 第 3 号	26. 4. 10	新潟市職員任用規則等の一部を 改正する規則	平成 26 年 4 月 1 日付組織改正に伴う 改正

平成 26 年 第 4 号	26. 7. 15	新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則及び新潟市消防職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が新たに制定され、同法第 10 条では公務員の消防団員との兼職に関する特例が規定されたことに伴う改正
平成 26 年 第 5 号	26. 7. 15	新潟市職員の公益的法人等への派遣に関する規則の一部を改正する規則	職員を派遣できる団体の名称変更に伴う改正
平成 26 年 第 6 号	26. 7. 15	新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	視聴覚センターの廃止に伴い、管理職員等の範囲から同センター所長を削除
平成 26 年 第 7 号	26. 12. 24	新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、昇格時号俸対応表の改正を行うもの。また、昇格時号俸対応表の改正による不均衡の発生を防止するための経過措置を規定
平成 26 年 第 8 号	26. 12. 24	新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与と条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、俸給の調整額に係る調整基本額の改正
平成 26 年 第 9 号	26. 12. 24	新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例別表第 1 の備考 2 に関する規則の一部を改正する規則	教育職俸給表の備考に規定する俸給月額に乗じる割合について、新潟県教育職員の改定に準じて、規則の改正
平成 26 年 第 10 号	26. 12. 24	新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	医師等に対して支給される初任給調整手当について、手当額を人事院規則の改定に準拠して改正
平成 26 年 第 11 号	26. 12. 24	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与と条例等の一部を改正する条例の施行により、平成 26 年 12 月期以降の勤勉手当の支給割合が改正されることに伴い、勤勉手当の成績率等を改正
平成 27 年 第 1 号	27. 1. 27	新潟市人事委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則	当委員会が公開で行う会議等において、傍聴希望者がスムーズに傍聴手続きを行うことができるよう、手続きを簡素化（受付時の住所、氏名の記載を不要）とするもの。また、第 1 条に規定する公開して行う会議等について、人事委員会が公開して行う会議等の一部しか規定されていないため改正
平成 27 年 第 2 号	27. 3. 11	新潟市教育長が教育委員会の許可を受けるべき営利企業の地位を定める規則	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長が教育委員会の許可を受けるべき営利企業の地位を定める

-	-	-	-
-	-	-	-
平成 27 年 第 5 号	27. 3. 31	新潟市職員の初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴い, 昇格時号俸対応表の改正
平成 27 年 第 6 号	27. 3. 31	新潟市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴い, 加算額等所要の改正
平成 27 年 第 7 号	27. 3. 31	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例の一部を改正する条例の施行により, 平成 27 年 4 月期以降の勤勉手当の支給割合が改正されることに伴い, 勤勉手当の成績率等を改正
平成 27 年 第 8 号	27. 3. 31	新潟市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	平成 27 年 4 月 1 日から, 新潟市に勤務する本市職員に手当を支給するため, 新たに支給対象地域を追加するとともに, 新潟市以外に勤務する本市職員に支給する地域手当の支給率上限の引き上げ
平成 27 年 第 9 号	27. 3. 31	新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	再任用にあたり新幹線等を利用して通勤することになった職員に, 新幹線等に係る通勤手当を支給するため, 所要の改正
平成 27 年 第 10 号	27. 3. 31	新潟市職員の平成 26 年改正条例による俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則	平成 26 年改正条例 (新潟市給与条例等の一部を改正する条例) 附則第 8 項から第 10 項までの規定に基づき, 平成 27 年 4 月以降, 育児短時間勤務をした職員や人事交流により採用された職員等の俸給の支給に関する経過措置について規定
平成 27 年 第 11 号	27. 3. 31	新潟市教育職員の平成 26 年改正条例による俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則	平成 26 年改正条例 (新潟市教育職員の給与, 勤務時間, 休暇等に関する条例の一部を改正する条例) 附則第 6 項から第 8 項までの規定について, 新潟県教育職員の規定に準じた取扱いとする規則を制定
平成 27 年 第 12 号	27. 3. 31	新潟市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	平日深夜に勤務した管理監督職員に, 新たに管理職員特別勤務手当を支給することに伴い, 手当額等について所要の改正

平成 27 年 第 13 号	27. 3. 31	新潟市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	平日深夜に勤務した管理監督職員に、新たに管理職員特別勤務手当を支給することに伴い、手当額等について所要の改正
-------------------	-----------	------------------------------------	--

(2) 訓令

番 号	公布年月日	名 称	制定・改廃の概要
平成 26 年 第 1 号	26. 7. 15	新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程の一部を改正する規程	字句の修正に伴う改正

平成 26 年度

人 事 委 員 会 年 報

平成 27 年 12 月 発行

新 潟 市 人 事 委 員 会 事 務 局
〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
(市役所白山浦庁舎 7 号棟 1 階)

任用係 TEL : 025-226-3515 (直通)

調査係 TEL : 025-226-3518 (直通)

FAX : 025-265-3151